FP STUDY LAB
エフピースタディラボ

FP STUDY LAB｜CFP試験学習サイト（非公式）

CFP®資格審査試験 学習用　オリジナル問題

タックスプランニング 解答・解説集

50問

法令の基準日	2026年4月1日時点の制度（問題ごとに記載）
確認状況	全問 作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）
版	2026-11-17 版（元データ dff4bbd）

本書は日本FP協会の公式教材ではありません。非公式の学習サービス FP STUDY LAB が作成した、練習用のオリジナル問題集です。無料で配布しています。

はじめにお読みください

- 本書は、学習サービス「FP STUDY LAB」が作成した、CFP®資格審査試験の非公式の学習教材です。日本FP協会（NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会）およびFinancial Planning Standards Board Ltd.（FPSB）とは一切関係がなく、これらの団体が提供・監修・推奨するものではありません。
- 本書の問題はすべて本サイトのオリジナル問題です。CFP®資格審査試験の過去問題を転載したものではありません。
- 問題と解説は、各問題に記載した基準日時点の法令・制度に基づいて作成していますが、正確性を保証するものではありません。法改正により内容が変わることがあります。実際の受験や実務では、必ず最新の法令や公式の情報を確認してください。
- 全問の確認状況は「作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）」です。有資格者によるレビューは完了していません。
- 教材（問題・解説）の制作の補助と、根拠との照合にAIを利用しています。CFP®資格の保有者・専門家による監修は受けていません。
- 問題文と選択肢は、同じ課目の「問題集」に載せています。解答・解説集の選択肢の記号（A〜D）は、問題集と同じです。
- 問題・解説の内容は、FP STUDY LAB｜CFP試験学習サイト（非公式）の問題データ（Web版と同じもの）から作成しています。Web版で問題を修正した場合は、本書も作り直します。表紙の版の日付を確認してください。

CFP®、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®、およびサーティファイド ファイナンシャル プランナー®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd.(FPSB)の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

目次

正答一覧 …… 5

第1問	tax-001	退職所得	6
第2問	tax-002	医療費控除	7
第3問	tax-003	一時所得	7
第4問	tax-004	損益通算	8
第5問	tax-005	青色申告特別控除	9
第6問	tax-006	給与所得	10
第7問	tax-007	所得税の税率	11
第8問	tax-008	配当控除	12
第9問	tax-009	寄附金控除	13
第10問	tax-010	消費税の納税義務の免除・簡易課税	14
第11問	tax-011	配偶者控除	15
第12問	tax-012	扶養控除	16
第13問	tax-013	社会保険料控除	17
第14問	tax-014	雑損控除	17
第15問	tax-015	不動産所得の損益通算（土地の負債利子）	18
第16問	tax-016	青色事業専従者給与	19
第17問	tax-017	給与所得者の確定申告	20
第18問	tax-018	法人税（交際費等の損金不算入）	21
第19問	tax-019	消費税（簡易課税の計算）	22
第20問	tax-020	準確定申告	23
第21問	tax-021	退職所得（特定役員退職手当等）	24
第22問	tax-022	家事関連費（必要経費）	24
第23問	tax-023	総合課税の譲渡所得（長期）	25
第24問	tax-024	予定納税	26
第25問	tax-025	純損失の繰越控除	27
第26問	tax-026	法人税（役員給与・定期同額給与）	28
第27問	tax-027	法人税（欠損金の繰越控除）	29
第28問	tax-028	消費税（非課税取引）	29
第29問	tax-029	青色申告の承認申請	30
第30問	tax-030	所得税の延納	31
第31問	tax-031	障害者控除	32
第32問	tax-032	報酬・料金の源泉徴収	32
第33問	tax-033	公的年金等の受給者の確定申告不要制度	33
第34問	tax-034	法人税（受取配当等の益金不算入）	34
第35問	tax-035	純損失の繰戻しによる還付	35

第36問	tax-036	更正の請求の期限	36
第37問	tax-037	個人住民税の所得割（標準税率）	37
第38問	tax-038	法人税（少額の減価償却資産）	37
第39問	tax-039	小規模企業共済等掛金控除	38
第40問	tax-040	過少申告加算税	39
第41問	tax-041	退職所得（勤続年数の端数）	40
第42問	tax-042	通勤手当の非課税	41
第43問	tax-043	消費税の基準期間	41
第44問	tax-044	消費税の税率	42
第45問	tax-045	法人税の税率	43
第46問	tax-046	法人税の確定申告書の提出期限	44
第47問	tax-047	総合課税の譲渡所得（短期と長期がある場合の特別控除）	45
第48問	tax-048	個人事業税	46
第49問	tax-049	生計を一にする親族に支払う対価	46
第50問	tax-050	無申告加算税	47

正答一覧　タックスプランニング

番号	問題ID	正答	番号	問題ID	正答
1	tax-001	C	26	tax-026	A
2	tax-002	A	27	tax-027	D
3	tax-003	C	28	tax-028	B
4	tax-004	D	29	tax-029	A
5	tax-005	C	30	tax-030	C
6	tax-006	B	31	tax-031	D
7	tax-007	A	32	tax-032	B
8	tax-008	C	33	tax-033	A
9	tax-009	B	34	tax-034	C
10	tax-010	D	35	tax-035	D
11	tax-011	B	36	tax-036	A
12	tax-012	D	37	tax-037	B
13	tax-013	A	38	tax-038	D
14	tax-014	A	39	tax-039	C
15	tax-015	B	40	tax-040	A
16	tax-016	D	41	tax-041	B
17	tax-017	C	42	tax-042	D
18	tax-018	D	43	tax-043	C
19	tax-019	B	44	tax-044	A
20	tax-020	A	45	tax-045	B
21	tax-021	C	46	tax-046	D
22	tax-022	D	47	tax-047	A
23	tax-023	A	48	tax-048	C
24	tax-024	B	49	tax-049	D
25	tax-025	C	50	tax-050	B

課目5　タックスプランニング　解答・解説（50問）

第1問　tax-001　税金・退職所得

正答 C　675万円

退職所得控除額は1,150万円です。退職所得 ＝ (2,500万円 − 1,150万円) × 1/2 ＝ 675万円です。

計算・判断の手順

1. 退職所得控除額（勤続20年超）：800万円 ＋ 70万円 × (勤続年数 − 20年)
2. 800万円 ＋ 70万円 × (25年 − 20年) ＝ 1,150万円
3. 退職所得 ＝ (収入金額 − 退職所得控除額) × 1/2
4. (2,500万円 − 1,150万円) × 1/2 ＝ 675万円

選択肢ごとの説明

× A　1,350万円
最後に1/2を掛けていません。

× B　850万円
退職所得控除額を「40万円 × 20年 ＝ 800万円」で止めてしまい、20年を超える部分の加算を忘れています。

○ C　675万円
これが正解です。

× D　1,150万円
退職所得控除額そのものです。

あわせて覚えたいポイント

- 勤続20年以下の退職所得控除額は「40万円 × 勤続年数」（最低80万円）です。
- 勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げます。
- 役員等としての勤続年数が5年以下の人が受け取る退職金（特定役員退職手当等）は、1/2を掛けません。役員等以外で勤続5年以下の場合（短期退職手当等）は、控除後300万円を超える部分に1/2を掛けません。
- 「退職所得の受給に関する申告書」を提出していれば、源泉徴収で課税が完了します。

根拠と基準日

- 所得税法 第30条第2項（退職所得の金額（収入金額から退職所得控除額を差し引いた残額の1/2））
- 所得税法 第30条第3項（退職所得控除額の計算）
- 所得税法 第30条第6項第2号・第3号（退職所得控除額の最低額（80万円）、障害者になったことに直接基因する退職の場合の100万円加算）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第2問 tax-002 税金・医療費控除

正答 A　15万円

医療費控除 ＝ (支払った医療費 − 保険金などで補塡される金額) − 10万円 ＝ (30万円 − 5万円) − 10万円 ＝ 15万円です。

計算・判断の手順

1. 差し引く額：総所得金額等が200万円以上なので10万円
2. (30万円 − 5万円) − 10万円 ＝ 15万円
3. 上限の200万円以下なので、控除額は15万円です。

選択肢ごとの説明

○ **A**　15万円
これが正解です。

× **B**　20万円
保険金などで補塡される5万円を差し引いていません。

× **C**　25万円
10万円を差し引いていません。

× **D**　0円
10万円の代わりに総所得金額等の5%（25万円）を差し引いています。5%を使うのは、総所得金額等が200万円未満の場合です。

あわせて覚えたいポイント

- 差し引く額は「10万円」と「総所得金額等 × 5%」のいずれか少ない方です。
- 医療費控除の上限は200万円です。
- セルフメディケーション税制は、特定の市販薬の購入費が1万2千円を超える部分（上限8万8千円）を控除するもので、通常の医療費控除とはどちらか一方しか選べません。

根拠と基準日

- 所得税法 第73条（医療費控除）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第3問 tax-003 税金・一時所得

正答 C　50万円

一時所得の金額は600万円−450万円−50万円＝100万円です。総所得金額に算入されるのは、その1/2の50万円です。

計算・判断の手順

1. 一時所得の金額：600万円 − 450万円 − 特別控除50万円 ＝ 100万円
2. 総所得金額に算入する金額：100万円 × 1/2 ＝ 50万円

第3問（tax-003）の続き

選択肢ごとの説明

× A　150万円
特別控除50万円と1/2の計算をしていません。

× B　100万円
一時所得の金額で、1/2を掛けていません。

○ C　50万円
これが正解です。

× D　0円
特別控除の50万円を差し引いても、100万円が残ります。

あわせて覚えたいポイント

- 特別控除の額は最高50万円です（残額が50万円に満たない場合は、その残額）。
- 一時所得には、生命保険の満期保険金や懸賞の賞金、競馬の払戻金などがあります。

根拠と基準日

- 所得税法 第34条第2項・第3項（一時所得の金額の計算と特別控除額（50万円））
- 所得税法 第22条第2項第2号（一時所得の金額の1/2を総所得金額に算入）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第4問　tax-004　税金・損益通算

正答 D　**不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の計算上生じた損失は、損益通算の対象になる。**

損益通算の対象になるのは、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の計算上生じた損失です。

計算・判断の手順

1. 所得税法第69条第1項：不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得の計算上生じた損失の金額は、他の各種所得の金額から控除する。
2. 一時所得や雑所得の損失は、損益通算の対象になりません。

選択肢ごとの説明

× A　一時所得の計算上生じた損失は、給与所得の金額と損益通算できる。
一時所得の損失は、損益通算の対象になりません。

× B　雑所得の計算上生じた損失は、給与所得の金額と損益通算できる。
雑所得の損失は、損益通算の対象になりません。

× C　不動産所得の計算上生じた損失は、損益通算の対象にならない。
不動産所得の損失は、損益通算の対象になります（土地取得のための借入金利子に当たる部分などを除く）。

○ D　不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の計算上生じた損失は、損益通算の対象になる。
これが正解です。

第4問（tax-004）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 「不動産・事業・山林・譲渡」の頭文字から「富士山上（ふじさんじょう）」と覚える方法があります。
- 生活に通常必要でない資産（別荘など）の所得の計算上生じた損失などには、損益通算の制限があります（所得税法第69条第2項）。

根拠と基準日

- 所得税法 第69条第1項（損益通算（不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の損失））
- 所得税法 第69条第2項（生活に通常必要でない資産に係る損失の制限）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第5問　tax-005　税金・青色申告特別控除

正答 C　65万円

55万円の青色申告特別控除の要件を満たしたうえで、e-Taxで申告するなど一定の要件を満たすと、控除額は最高65万円になります。

計算・判断の手順

1. 55万円の要件：正規の簿記による記帳、貸借対照表・損益計算書の添付、期限内の申告
2. 65万円の要件：55万円の要件に加えて、e-Taxによる申告、または電子帳簿の保存などのいずれか
3. Fさんはe-Taxで申告しているので、最高65万円です。

選択肢ごとの説明

× A　10万円
10万円は、55万円・65万円の要件を満たさない場合の控除額です。

× B　55万円
55万円の要件に加えてe-Taxで申告しているので、65万円になります。

○ C　65万円
これが正解です。

× D　青色申告特別控除は受けられない
青色申告をしていて要件を満たしているので、控除を受けられます。

あわせて覚えたいポイント

- 控除額は、不動産所得・事業所得の金額の合計額が限度です。
- 期限後に申告した場合は、55万円・65万円の控除は受けられず、10万円になります。

第5問（tax-005）の続き

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第25条の2第1項・第3項（青色申告特別控除（10万円、正規の簿記による場合の55万円））
- 租税特別措置法 第25条の2第4項第2号（65万円の要件の1つ：確定申告書の提出期限までに、確定申告書の記載事項と貸借対照表・損益計算書等の情報をe-Taxで送信すること）
- 租税特別措置法 第25条の2第6項（55万円の控除は、控除を受ける旨の記載と貸借対照表・損益計算書等の添付があり、確定申告書を提出期限までに提出した場合に限り適用（第4項第2号のe-Taxの要件を満たす者は同号で提出期限までの送信が求められるため、本項の対象から除かれる））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第6問　tax-006　税金・給与所得

正答 B　436万円

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いた額です。収入金額が360万円超660万円以下の場合の給与所得控除額は、116万円 ＋（収入金額 − 360万円）× 20% です。

計算・判断の手順

1. 給与所得控除額：116万円 ＋ (600万円 − 360万円) × 20% ＝ 164万円（2026年分に適用される、令和8年法律第12号による改正後の所得税法 第28条第3項第2号。改正前の第3号と同じ計算式）
2. 給与所得の金額：600万円 − 164万円 ＝ 436万円
3. 収入金額が660万円未満の場合は、所得税法 別表第五で給与所得の金額を求めます（第28条第4項）。600万円以上600万4,000円未満の行は436万円で、上の計算と一致します。

選択肢ごとの説明

× A　405万円

給与所得控除額の上限（195万円）を差し引いた誤りです。上限が適用されるのは、収入金額が850万円を超える場合です。

○ B　436万円

これが正解です。

× C　480万円

給与所得控除額を、収入金額の20%（120万円）だけとした誤りです。116万円の部分を加える必要があります。

× D　535万円

給与所得控除額の最低額として65万円を差し引いた誤りです。65万円は2025年分（令和7年分）の最低額で、2026年分（令和8年分）は令和8年度税制改正により、収入金額220万円以下の場合は74万円です。収入金額600万円の場合は、116万円 ＋（600万円 − 360万円）× 20% で計算します。

あわせて覚えたいポイント

- 2026年分（令和8年分）の給与所得控除は、令和8年度税制改正（令和8年法律第12号。2026年12月1日施行、同法附則第3条により令和8年分以後の所得税に適用）で改正されました。収入金額220万円以下は74万円（2026年分・2027年分の特例：租税特別措置法 第29条の4）、850万円超は195万円です。360万円超660万円以下の計算式は改正前と同じです（国税庁 No.1410）。

第6問（tax-006）の続き

根拠と基準日

- 所得税法 第28条第2項〜第4項・別表第五（令和8年法律第12号による改正後（2026年12月1日施行、同法附則第3条により令和8年分以後に適用）。360万円超660万円以下は116万円＋（収入金額−360万円）×20%（改正後の第3項第2号）。660万円未満は別表第五による（600万円以上600万4,000円未満は436万円））
- 租税特別措置法 第29条の4（令和8年又は令和9年の給与等の収入金額が220万円以下の場合の給与所得控除額は74万円（2026年12月1日時点の条文で確認））
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号） 附則第1条第4号・第3条（所得税法第28条第3項の改正規定は令和8年12月1日施行。新所得税法第28条は令和8年分以後の所得税について適用し、令和7年分以前はなお従前の例による）
- 国税庁 タックスアンサー No.1410（給与所得控除（令和8年4月1日現在法令等。令和8年分・令和9年分の表を掲載））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第7問　tax-007　税金・所得税の税率

正答 A　1,204,000円

所得税は超過累進税率です。課税総所得金額を税率の区分ごとに分けて、それぞれの税率を掛けて合計します。

計算・判断の手順

1. 195万円以下の部分：195万円 × 5% ＝ 97,500円
2. 195万円超330万円以下の部分：135万円 × 10% ＝ 135,000円
3. 330万円超695万円以下の部分：365万円 × 20% ＝ 730,000円
4. 695万円超900万円以下の部分：105万円 × 23% ＝ 241,500円
5. 合計：1,204,000円（速算表では 800万円 × 23% − 636,000円 ＝ 1,204,000円）

選択肢ごとの説明

○ **A**　1,204,000円
これが正解です。

× **B**　1,229,284円
復興特別所得税（所得税額の2.1%）を含めた額です（1,204,000円 × 1.021 ＝ 1,229,284円）。設問は復興特別所得税を含めない所得税額です。

× **C**　1,600,000円
800万円の全体に20%を掛けた誤りです。超過累進税率では、区分ごとに税率を掛けます。

× **D**　1,840,000円
800万円の全体に23%を掛けた誤りです。23%が掛かるのは695万円を超える部分だけです。

あわせて覚えたいポイント

- 所得税の税率は、5%・10%・20%・23%・33%・40%・45%の7段階です（所得税法 第89条第1項）。

第7問（tax-007）の続き

根拠と基準日

- 所得税法 第89条第1項（課税総所得金額を区分して税率を乗じる（195万円以下5%、330万円以下10%、695万円以下20%、900万円以下23%、1,800万円以下33%、4,000万円以下40%、4,000万円超45%））
- 国税庁 タックスアンサー No.2260（所得税の税率（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第8問　tax-008　税金・配当控除

正答 C　50,000円

課税総所得金額が1,000万円以下の場合、剰余金の配当に係る配当控除の額は、配当所得の金額の10%です。

計算・判断の手順

1. 課税総所得金額800万円は、1,000万円以下（所得税法 第92条第1項第1号）
2. 配当控除の額：50万円 × 10% ＝ 5万円

選択肢ごとの説明

× A　0円
総合課税を選択した剰余金の配当に係る配当所得には、配当控除が適用されます。

× B　25,000円
配当所得の金額の5%で計算した誤りです。課税総所得金額が1,000万円以下の場合、剰余金の配当は10%です（5%は証券投資信託の収益の分配などの場合）。

○ C　50,000円
これが正解です。

× D　500,000円
配当所得の金額の全額を控除した誤りです。配当控除は、所得税額から配当所得の金額の一定割合を差し引く税額控除です。

あわせて覚えたいポイント

- 配当控除は、確定申告で総合課税を選択した配当所得が対象です。申告分離課税を選択した配当所得や、確定申告をしない（申告不要を選択した）配当には適用されません。
- 課税総所得金額が1,000万円を超える場合は、超える部分に対応する配当所得について控除率が低くなります（所得税法 第92条第1項第2号・第3号）。

根拠と基準日

- 所得税法 第92条第1項（配当控除。課税総所得金額が1,000万円以下の場合、剰余金の配当等に係る配当所得の金額の100分の10）
- 国税庁 タックスアンサー No.1250（配当所得があるとき（配当控除）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第9問 tax-009 税金・寄附金控除

正答 B　98,000円

寄附金控除の額は、特定寄附金の額（総所得金額等の40%が限度）から2,000円を差し引いた額です。

計算・判断の手順

1. 地方公共団体に対する寄附金は、特定寄附金に当たる（所得税法 第78条第2項第1号）
2. 限度額の確認：500万円 × 40% ＝ 200万円 ＞ 10万円
3. 寄附金控除の額：10万円 − 2,000円 ＝ 98,000円

選択肢ごとの説明

× A　40,000円
寄附金の額に40%を掛けた誤りです。40%は、寄附金の額の限度を計算するときに総所得金額等に掛ける割合です。

○ B　98,000円
これが正解です。

× C　100,000円
2,000円を差し引いていない誤りです。

× D　2,000,000円
総所得金額等の40%（限度額）を控除額とした誤りです。控除額は、実際に支出した寄附金の額を基に計算します。

あわせて覚えたいポイント

- 寄附金控除は所得控除です。ふるさと納税の個人住民税の控除は、別の規定で計算します。

根拠と基準日

- 所得税法 第78条第1項（特定寄附金の額の合計額（総所得金額等の100分の40が限度）が2,000円を超える場合、その超える金額を控除）
- 所得税法 第78条第2項第1号（国又は地方公共団体に対する寄附金は特定寄附金）
- 国税庁 タックスアンサー No.1150（一定の寄附金を支払ったとき（寄附金控除）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第10問　tax-010　税金・消費税の納税義務の免除・簡易課税

正答 D　**基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者（適格請求書発行事業者を除く）は、原則として、その課税期間の消費税の納税義務が免除される。**

基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、適格請求書発行事業者でなければ、原則として納税義務が免除されます。

計算・判断の手順

1. 納税義務の免除：基準期間における課税売上高が1,000万円以下の者（適格請求書発行事業者を除く）（消費税法 第9条第1項。別段の定めがある場合を除く）
2. 基準期間：個人事業者はその年の前々年、法人は原則としてその事業年度の前々事業年度（第2条第1項第14号）
3. 簡易課税制度：基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、届出書を提出して適用（第37条第1項）

選択肢ごとの説明

× A　簡易課税制度は、基準期間における課税売上高が1億円以下の課税期間について選択できる。
簡易課税制度を選択できるのは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間です。

× B　個人事業者の基準期間とは、その年の前年をいう。
個人事業者の基準期間は、その年の前々年です。

× C　適格請求書発行事業者であっても、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であれば、納税義務が免除される。
適格請求書発行事業者は、納税義務の免除の対象から除かれています。

○ D　基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者（適格請求書発行事業者を除く）は、原則として、その課税期間の消費税の納税義務が免除される。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも、特定期間（個人事業者は前年の1月1日～6月30日）の課税売上高などが1,000万円を超えると、納税義務が免除されない場合があります（消費税法 第9条の2）。

根拠と基準日

- 消費税法 第9条第1項（基準期間における課税売上高が1,000万円以下の者（適格請求書発行事業者を除く）の納税義務の免除）
- 消費税法 第2条第1項第14号（基準期間（個人事業者はその年の前々年））
- 消費税法 第37条第1項（簡易課税制度（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間））
- 国税庁 タックスアンサー No.6501・No.6505（納税義務の免除、簡易課税制度（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第11問 tax-011 税金・配偶者控除

正答 B　48万円

納税者の合計所得金額が900万円以下で、控除対象配偶者が70歳以上（老人控除対象配偶者）の場合、配偶者控除の額は48万円です。

計算・判断の手順

1. 妻は同一生計配偶者で所得がない → 控除対象配偶者（所得税法 第2条第1項第33号・第33号の2）
2. 年齢70歳以上 → 老人控除対象配偶者（同項第33号の3）
3. Lさんの合計所得金額700万円（900万円以下）→ 48万円（第83条第1項第1号）

選択肢ごとの説明

× A　38万円
70歳未満の控除対象配偶者の場合の額です。妻は72歳なので老人控除対象配偶者です。

○ B　48万円
これが正解です。

× C　32万円
納税者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合の、老人控除対象配偶者の額です。

× D　16万円
納税者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合の、老人控除対象配偶者の額です。

あわせて覚えたいポイント

- 配偶者控除の額は、納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると段階的に少なくなり、1,000万円を超えると受けられません（控除対象配偶者は、合計所得金額が1,000万円以下の居住者の配偶者に限られる）。

根拠と基準日

- 所得税法 第83条第1項（配偶者控除。合計所得金額900万円以下は38万円（老人控除対象配偶者は48万円）、900万円超950万円以下は26万円（32万円）、950万円超1,000万円以下は13万円（16万円））
- 所得税法 第2条第1項第33号の2・第33号の3（控除対象配偶者（合計所得金額1,000万円以下の居住者の同一生計配偶者）、老人控除対象配偶者（70歳以上））
- 国税庁 タックスアンサー No.1191（配偶者控除（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第12問 tax-012 税金・扶養控除

正答 D　101万円

19歳以上23歳未満の特定扶養親族は63万円、16歳以上の一般の控除対象扶養親族は38万円です。合計は101万円です。

計算・判断の手順

1. 長男（20歳）：特定扶養親族（19歳以上23歳未満）→ 63万円（所得税法 第2条第1項第34号の3、第84条第1項）
2. 長女（16歳）：控除対象扶養親族（16歳以上）→ 38万円（第2条第1項第34号の2、第84条第1項）
3. 合計：63万円 ＋ 38万円 ＝ 101万円

選択肢ごとの説明

× A　63万円
長女の分（38万円）を加えていない誤りです。16歳以上は控除対象扶養親族です。

× B　76万円
2人とも一般の控除対象扶養親族（38万円）として計算した誤りです。

× C　126万円
2人とも特定扶養親族（63万円）として計算した誤りです。長女（16歳）は特定扶養親族ではありません。

○ D　101万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 年齢は、その年12月31日現在で判定します（国税庁 No.1180）。16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象になりません。

根拠と基準日

- 所得税法 第84条第1項（扶養控除。控除対象扶養親族1人につき38万円（特定扶養親族63万円、老人扶養親族48万円））
- 所得税法 第2条第1項第34号の2・第34号の3（控除対象扶養親族（居住者の場合は16歳以上）、特定扶養親族（19歳以上23歳未満））
- 国税庁 タックスアンサー No.1180（扶養控除（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第13問 tax-013 税金・社会保険料控除

正答 A **納税者が、生計を一にする親族の負担すべき国民年金保険料を支払った場合、その支払った金額は、納税者の社会保険料控除の対象となる。**

納税者が、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合は、その支払った金額が社会保険料控除の対象です。

計算・判断の手順

1. 対象：自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合（所得税法第74条第1項）
2. 控除額：支払った金額（全額）（同項）

選択肢ごとの説明

○ **A** 納税者が、生計を一にする親族の負担すべき国民年金保険料を支払った場合、その支払った金額は、納税者の社会保険料控除の対象となる。
これが正解です。

× **B** 社会保険料控除の額には、年5万円の上限がある。
社会保険料控除は、支払った金額の全額です。上限はありません。

× **C** 社会保険料控除の対象となるのは、納税者本人の負担すべき社会保険料に限られる。
生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合も対象です。

× **D** 国民年金保険料は、社会保険料控除ではなく生命保険料控除の対象となる。
国民年金保険料は社会保険料です（第74条第2項）。生命保険料控除の対象ではありません。

あわせて覚えたいポイント

- 給与から差し引かれる社会保険料も、社会保険料控除の対象です（第74条第1項）。

根拠と基準日

- 所得税法 第74条（社会保険料控除。自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った金額）
- 国税庁 タックスアンサー No.1130（社会保険料控除（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第14問 tax-014 税金・雑損控除

正答 A **150万円**

雑損控除の額は、保険金で補てんされる部分を除いた損失の額から、総所得金額等の10分の1を差し引いた額です（災害関連支出がない場合）。

計算・判断の手順

1. 損失の金額：300万円－100万円（保険金）＝200万円
2. 差し引く額：総所得金額等500万円 × 1/10 ＝ 50万円（所得税法 第72条第1項第1号）
3. 雑損控除の額：200万円－50万円 ＝ 150万円

第14問（tax-014）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　150万円
これが正解です。

× **B**　195万円
損失の金額から5万円を差し引いた誤りです。5万円の計算は、災害関連支出がある場合の式です。

× **C**　200万円
総所得金額等の10分の1を差し引いていない誤りです。

× **D**　250万円
保険金で補てんされた部分を差し引かずに計算した誤りです（300万円－50万円）。

あわせて覚えたいポイント

- 損失額が大きくその年の所得金額から控除しきれない場合は、翌年以後3年間（東日本大震災または令和5年4月1日以後に発生する特定非常災害による損失額は5年間）繰り越して控除できます（国税庁 No.1110）。

根拠と基準日

- 所得税法 第72条第1項（雑損控除。損失の金額（保険金等で補てんされる部分を除く）が、総所得金額等の10分の1（災害関連支出がある場合は別の計算）を超える部分）
- 国税庁 タックスアンサー No.1110（災害や盗難などで資産に損害を受けたとき（雑損控除）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第15問　tax-015　税金・不動産所得の損益通算（土地の負債利子）

正答 B　**70万円**

不動産所得の損失のうち、土地を取得するための負債の利子に相当する部分は、損益通算の対象になりません。

計算・判断の手順

1. 損益通算の対象外：不動産所得の損失のうち、土地等を取得するために要した負債の利子に相当する部分（租税特別措置法 第41条の4第1項）
2. 損失120万円のうち、土地の負債利子50万円に相当する部分は、生じなかったものとみなす
3. 損益通算できる金額：120万円－50万円 ＝ 70万円

第15問（tax-015）の続き

選択肢ごとの説明

× A　40万円
建物の借入金の利子（30万円）も除いた誤りです。対象外となるのは、土地等を取得するための負債の利子に相当する部分だけです。

○ B　70万円
これが正解です。

× C　120万円
土地の負債利子に相当する部分も通算できるとした誤りです。

× D　50万円
土地の負債利子の額（50万円）を、損益通算できる額と取り違えた誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 不動産所得の損失は、原則として他の所得と損益通算できます（所得税法 第69条第1項）。土地の負債利子の部分は、その例外です。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第41条の4第1項（不動産所得の損失のうち、土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分は、損益通算の規定の適用上生じなかったものとみなす）
- 所得税法 第69条第1項（損益通算（不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の損失））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第16問　tax-016　税金・青色事業専従者給与

正答 D　**青色事業専従者として給与の支払を受ける配偶者は、事業主の配偶者控除の対象とならない。**

青色事業専従者として給与の支払を受ける配偶者は、同一生計配偶者から除かれるため、配偶者控除（配偶者特別控除を含む）の対象になりません。

計算・判断の手順

1. 青色事業専従者：生計を一にする配偶者その他の親族（15歳未満を除く）で、専ら事業に従事する者（所得税法 第57条第1項）
2. 必要経費に算入：届出書に記載した方法・金額の範囲内で、労務の対価として相当と認められる金額（同項）
3. 届出：適用を受けようとする年の3月15日まで（同条第2項）
4. 同一生計配偶者から、青色事業専従者で給与の支払を受けるものを除く（第2条第1項第33号）

第16問（tax-016）の続き

選択肢ごとの説明

× A　15歳未満の子でも、事業に専ら従事していれば青色事業専従者になれる。
15歳未満の者は、青色事業専従者になれません。

× B　青色事業専従者給与を必要経費に算入するための届出は不要である。
青色事業専従者給与に関する届出書を提出する必要があります。

× C　青色事業専従者に支払った給与は、金額にかかわらず、その全額を必要経費に算入できる。
必要経費に算入できるのは、届出書に記載した金額の範囲内で、労務の対価として相当と認められる金額です。

○ D　青色事業専従者として給与の支払を受ける配偶者は、事業主の配偶者控除の対象とならない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 届出書の提出期限は、その年の3月15日です（1月16日以後に新たに事業を開始した場合などは、その日から2か月以内）（国税庁 No.2075）。

根拠と基準日

- 所得税法 第57条第1項・第2項（青色事業専従者給与の必要経費算入（15歳未満を除く、届出書記載の範囲内で相当な金額）、届出期限）
- 所得税法 第2条第1項第33号（同一生計配偶者から、青色事業専従者で給与の支払を受けるもの等を除く）
- 国税庁 タックスアンサー No.2075（青色事業専従者給与と事業専従者控除（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第17問　tax-017　税金・給与所得者の確定申告

正答 C　**給与の年間収入金額が2,000万円以下で、給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下であれば、原則として確定申告は不要である。**

給与等の金額が2,000万円以下で、1か所から給与を受けて源泉徴収・年末調整を受けている人は、給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下であれば、原則として確定申告を要しません。

計算・判断の手順

1. 給与等の金額が2,000万円以下（所得税法 第121条第1項）
2. 1か所から給与を受け、その全部について源泉徴収・年末調整を受け、給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下（同項第1号）

第17問（tax-017）の続き

選択肢ごとの説明

× A　給与の年間収入金額が3,000万円以下であれば、確定申告は不要である。
給与の年間収入金額が2,000万円を超える人は、確定申告が必要です。

× B　給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が30万円以下であれば、確定申告は不要である。
給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額は、20万円以下である必要があります。

○ C　給与の年間収入金額が2,000万円以下で、給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下であれば、原則として確定申告は不要である。
これが正解です。

× D　年末調整を受けていれば、給与以外の所得の金額にかかわらず、確定申告は不要である。
給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える場合は、確定申告が必要です。

あわせて覚えたいポイント

- 確定申告が不要な人でも、源泉徴収された所得税の還付を受けるための申告書（還付申告）を提出することができます（所得税法 第122条）。

根拠と基準日

- 所得税法 第121条第1項（給与等の金額が2,000万円以下で、1か所から給与を受け源泉徴収・年末調整を受け、給与・退職所得以外の所得の合計額が20万円以下の場合などは、確定申告を要しない）
- 国税庁 タックスアンサー No.1900（給与所得者で確定申告が必要な人（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第18問　tax-018　税金・法人税（交際費等の損金不算入）

正答 D　**交際費等の額のうち、年800万円（定額控除限度額）を超える部分の金額を損金不算入とすることができる（接待飲食費の50%を超える部分を損金不算入とする方法との選択）。**

期末の資本金の額が1億円以下の法人（一定の法人を除く）は、交際費等のうち定額控除限度額（年800万円）を超える部分を損金不算入とする方法を選べます。

計算・判断の手順

1. 原則：交際費等の額（接待飲食費の50%に相当する金額を超える部分）は損金不算入（租税特別措置法 第61条の4第1項）
2. 中小法人の特例：期末の資本金の額が1億円以下の法人は、定額控除限度額（800万円 × 事業年度の月数 ÷ 12）を超える部分を損金不算入額とすることができる（同条第2項）
3. 適用期間：2014年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する事業年度（同条第1項）

第18問（tax-018）の続き

選択肢ごとの説明

× A　交際費等の額は、その全額を損金の額に算入できる。
交際費等には損金不算入の規定があります。全額を損金算入できるわけではありません。

× B　交際費等の額のうち、年600万円を超える部分の金額が損金不算入となる。
定額控除限度額は年800万円です。

× C　資本金の額が5,000万円の法人は、定額控除限度額の特例を受けることはできない。
期末の資本金の額が1億円以下なので、特例を受けることができます。

○ D　交際費等の額のうち、年800万円（定額控除限度額）を超える部分の金額を損金不算入とすることができる（接待飲食費の50%を超える部分を損金不算入とする方法との選択）。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 定額控除限度額は、事業年度の月数で按分します（12か月未満の事業年度では800万円より少なくなります）。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第61条の4第1項・第2項（交際費等の損金不算入（平成26年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度）。資本金1億円以下の法人は定額控除限度額800万円（月数按分））
- 国税庁 タックスアンサー No.5265（交際費等の範囲と損金不算入額の計算（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第19問　tax-019　税金・消費税（簡易課税の計算）

正答 B　32万円

簡易課税制度では、売上げに係る消費税額にみなし仕入率を掛けた額を、仕入れに係る消費税額として控除します。小売業（第二種事業）のみなし仕入率は80%です。

計算・判断の手順

1. 仕入れに係る消費税額：160万円 × 80% ＝ 128万円（消費税法 第37条第1項、同法施行令 第57条第1項）
2. 納付税額：160万円 − 128万円 ＝ 32万円

選択肢ごとの説明

× A　16万円
卸売業（第一種事業）のみなし仕入率90%で計算した誤りです。

○ B　32万円
これが正解です。

× C　48万円
第三種事業のみなし仕入率70%で計算した誤りです。

× D　64万円
第四種事業のみなし仕入率60%で計算した誤りです。

第19問（tax-019）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 小売業とは、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで販売する事業で、卸売業（他の事業者に対して販売する事業）以外のものをいいます（施行令第57条第6項）。

根拠と基準日

- 消費税法 第37条第1項（簡易課税制度（仕入れに係る消費税額を、売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じた金額とする））
- 消費税法施行令 第57条第1項・第5項・第6項（みなし仕入率（第一種90%、第二種80%、第三種70%、第五種50%、第六種40%）、第二種事業（小売業など）、第四種事業（60%））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第20問　tax-020　税金・準確定申告

正答 A　**相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日までに、申告書を提出しなければならない。**

年の中途で死亡した人の所得税は、相続人が、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日までに申告します（準確定申告）。

計算・判断の手順

1. 申告する人：相続人（所得税法 第125条第1項）
2. 期限：相続の開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日（同項）

選択肢ごとの説明

○ **A**　相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日までに、申告書を提出しなければならない。
これが正解です。

× **B**　相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に、申告書を提出すればよい。
10か月以内は、相続税の申告期限です。準確定申告の期限は4か月です。

× **C**　死亡した人の所得税は、翌年の2月16日から3月15日までの間に申告する。
準確定申告は、通常の確定申告の期間ではなく、相続の開始を知った日の翌日から4か月以内に行います。

× **D**　年の中途で死亡した人の所得税は、申告する必要がない。
確定申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、相続人が申告しなければなりません。

あわせて覚えたいポイント

- 準確定申告では、1月1日から死亡した日までに確定した所得金額と税額を計算します（国税庁 No.2022）。

根拠と基準日

- 所得税法 第125条第1項（年の中途で死亡した居住者の所得税は、相続人が、相続の開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日までに申告書を提出）
- 国税庁 タックスアンサー No.2022（納税者が死亡したときの確定申告（準確定申告）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第21問 tax-021 税金・退職所得（特定役員退職手当等）

正答 C　840万円

特定役員退職手当等（役員としての勤続年数が5年以下の役員の退職手当等）は、退職所得控除額を差し引いた残額に2分の1を掛けません。

計算・判断の手順

1. 退職所得控除額：40万円 × 4年 ＝ 160万円（所得税法 第30条第3項第1号）
2. 退職所得の金額：1,000万円 − 160万円 ＝ 840万円（2分の1にしない。第30条第2項）

選択肢ごとの説明

× A　420万円
一般の退職手当等と同じく2分の1を掛けた誤りです（(1,000万円 − 160万円) × 1/2）。

× B　690万円
短期退職手当等の計算（150万円 ＋ (1,000万円 − (300万円 ＋ 160万円))）と混同した誤りです。役員の場合は特定役員退職手当等です。

○ C　840万円
これが正解です。

× D　1,000万円
退職所得控除額を差し引いていない誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 役員以外の者で勤続年数が5年以下の場合の短期退職手当等は、退職所得控除後の残額のうち300万円を超える部分について2分の1が適用されません（第30条第2項各号）。

根拠と基準日

- 所得税法 第30条第2項・第3項（退職所得の金額（特定役員退職手当等は、収入金額から退職所得控除額を控除した残額。短期退職手当等の計算）、退職所得控除額（勤続20年以下は40万円×勤続年数））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第22問 tax-022 税金・家事関連費（必要経費）

正答 D　家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるものは、必要経費に算入しない。

家事上の経費（生活費など）とこれに関連する経費で政令で定めるものは、必要経費に算入できません。所得税も必要経費に算入しません。

計算・判断の手順

1. 必要経費に算入しないもの：家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの、所得税など（所得税法 第45条第1項第1号・第2号）

第22問（tax-022）の続き

選択肢ごとの説明

× A　事業主本人の生活費は、事業に関連していなくても必要経費に算入できる。
事業に関係しない生活費（家事上の経費）は、必要経費に算入できません。

× B　事業主本人が納付する所得税は、必要経費に算入できる。
所得税は、必要経費に算入しません（第45条第1項第2号）。

× C　家事上の経費は、全額を必要経費に算入できる。
家事上の経費は、必要経費に算入しません。

○ D　家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるものは、必要経費に算入しない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 家事上と業務上の両方にかかわりがある費用（家事関連費）のうち必要経費になるのは、取引の記録などに基づいて、業務遂行上直接必要であったことが明らかに区分できる場合の、その区分できる金額に限られます（国税庁 No.2210）。

根拠と基準日

- 所得税法 第45条第1項（家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの、所得税などは、必要経費に算入しない）
- 国税庁 タックスアンサー No.2210（必要経費の知識（家事関連費））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第23問　tax-023　税金・総合課税の譲渡所得（長期）

正答 A　100万円

総合課税の譲渡所得は、譲渡益から特別控除（最高50万円）を差し引いて求めます。所有期間が5年を超える長期の譲渡所得は、さらに2分の1が総所得金額に算入されます。

計算・判断の手順

1. 譲渡所得の金額：250万円 − 50万円（特別控除）＝ 200万円（所得税法 第33条第3項・第4項）
2. 総所得金額への算入額：長期（取得の日以後5年超）の譲渡所得は2分の1 → 200万円 × 1/2 ＝ 100万円（第22条第2項第2号）

選択肢ごとの説明

○ A　100万円
これが正解です。

× B　200万円
長期の譲渡所得の2分の1を適用していない誤りです。

× C　125万円
特別控除（50万円）を差し引かずに2分の1にした誤りです（250万円 × 1/2）。

× D　250万円
特別控除と2分の1のどちらも適用していない誤りです。

第23問（tax-023）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 取得の日以後5年以内の譲渡（短期）は、2分の1にせず全額が総所得金額に算入されます（第22条第2項第1号・第33条第3項第1号）。

根拠と基準日

- 所得税法 第33条第3項・第4項（譲渡所得の金額（譲渡益から特別控除額50万円を控除）。取得の日以後5年以内の譲渡は短期）
- 所得税法 第22条第2項（総所得金額（長期の譲渡所得・一時所得は2分の1））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第24問　tax-024　税金・予定納税

正答 B　20万円

予定納税基準額が15万円以上の場合は、第1期（7月）と第2期（11月）に、それぞれ予定納税基準額の3分の1を納付します。

計算・判断の手順

1. 予定納税：予定納税基準額が15万円以上の場合、第1期（7月1日～31日）と第2期（11月1日～30日）に、それぞれ予定納税基準額の3分の1（所得税法 第104条第1項）
2. 第1期：60万円 × 1/3 ＝ 20万円

選択肢ごとの説明

× A　30万円
2分の1で計算した誤りです。各期の納付額は3分の1です。

○ B　20万円
これが正解です。

× C　60万円
予定納税基準額の全額を第1期に納付するとした誤りです。

× D　0円
予定納税基準額が15万円以上なので、予定納税が必要です。

あわせて覚えたいポイント

- 予定納税で納めた額は、確定申告で計算した年税額から差し引かれます。

根拠と基準日

- 所得税法 第104条第1項（予定納税基準額が15万円以上の場合、第1期（7月）・第2期（11月）に、それぞれ予定納税基準額の3分の1を納付）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第25問 tax-025 税金・純損失の繰越控除

正答 C　青色申告書を提出した年に生じた純損失の金額は、確定申告書を提出することを要件に、翌年以後3年間繰り越して控除できる。

青色申告書を提出した年に生じた純損失の金額は、その後の年分で確定申告書を提出すれば、翌年以後3年間繰り越して控除できます。

計算・判断の手順

1. 繰越控除：確定申告書を提出する居住者の、前年以前3年内の各年（青色申告書を提出している年に限る）に生じた純損失の金額を控除（所得税法 第70条第1項）
2. 白色申告の場合は、変動所得の損失や被災事業用資産の損失など一定のものに限られる（同条第2項）

選択肢ごとの説明

× A　純損失の金額は、白色申告でも全額を翌年以後10年間繰り越せる。
白色申告では、繰り越せる純損失は一定のものに限られ、期間も3年です。

× B　純損失の金額は、翌年以後1年間しか繰り越せない。
繰越期間は、翌年以後3年間です。

○ C　青色申告書を提出した年に生じた純損失の金額は、確定申告書を提出することを要件に、翌年以後3年間繰り越して控除できる。
これが正解です。

× D　純損失の繰越控除は、確定申告をしなくても受けられる。
確定申告書を提出することが要件です。

あわせて覚えたいポイント

- 個人の純損失の繰越期間（3年）は、法人の欠損金の繰越期間（10年以内に開始した事業年度に生じたもの。tax-027 参照）と異なります。

根拠と基準日

- 所得税法 第70条（純損失の繰越控除（青色申告書を提出した年の純損失は前年以前3年内のものを控除。白色申告は一定の損失に限る））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第26問 tax-026 税金・法人税（役員給与・定期同額給与）

正答 A **支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの（定期同額給与）は、損金の額に算入される。**

役員給与のうち、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与のいずれにも該当しないものは、損金の額に算入されません。定期同額給与は損金算入の対象です。

計算・判断の手順

1. 損金不算入：役員給与のうち、定期同額給与・事前確定届出給与（所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づくもの）・業績連動給与のいずれにも該当しないもの（法人税法 第34条第1項）
2. 定期同額給与：支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものなど（同項第1号）

選択肢ごとの説明

○ **A** 支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの（定期同額給与）は、損金の額に算入される。
これが正解です。

× **B** 役員給与は、その額にかかわらず、すべて損金の額に算入される。
定期同額給与などに該当しない役員給与は、損金の額に算入されません。

× **C** 役員に支給する賞与は、事前の届出をしていなくても、すべて損金の額に算入される。
役員賞与は、事前確定届出給与など法定の要件を満たすものでなければ、損金の額に算入されません。

× **D** 役員給与は、すべて損金の額に算入されない。
定期同額給与などの要件を満たす役員給与は、損金の額に算入されます。

あわせて覚えたいポイント

- 不相当に高額な部分の金額なども、損金の額に算入されません（法人税法 第34条第2項）。

根拠と基準日

- 法人税法 第34条第1項（役員給与のうち、定期同額給与・事前確定届出給与・業績連動給与のいずれにも該当しないものは損金不算入）
- 法人税法 第34条第2項（不相当に高額な部分の金額は損金不算入）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第27問 tax-027 税金・法人税（欠損金の繰越控除）

正答 D **各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入できる。**

各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入できます（欠損金の繰越控除）。

計算・判断の手順

1. 繰越控除：各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（法人税法 第57条第1項）

選択肢ごとの説明

× A　欠損金額は、翌事業年度に限り繰り越すことができる。
繰越期間は、10年以内に開始した事業年度に生じたものです。

× B　欠損金額は、期間の制限なく繰り越すことができる。
繰越期間には制限があります（10年以内）。

× C　欠損金額は、各事業年度開始の日前3年以内に開始した事業年度に生じたものに限り控除できる。
3年は、個人の所得税の純損失の繰越期間です（tax-025 参照）。

○ D　各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入できる。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 損金の額に算入できる欠損金額は、原則として所得の金額の100分の50相当額が限度です。中小法人等の一定の法人は、所得の金額が限度となります（法人税法 第57条第1項ただし書・第11項）。

根拠と基準日

- 法人税法 第57条第1項（各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額の損金算入（控除限度額の定めあり））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第28問 tax-028 税金・消費税（非課税取引）

正答 B **土地の譲渡**

土地の譲渡・貸付け（1か月未満の貸付けや、駐車場などの施設の利用に伴う土地の使用を除く）は、消費税の非課税取引です。

計算・判断の手順

1. 非課税取引：国内において行われる資産の譲渡等のうち、消費税法 別表第二に掲げるもの（消費税法 第6条第1項）
2. 土地の譲渡及び貸付け（1か月未満の貸付け、駐車場などの施設の利用に伴って土地が使用される場合を除く）（国税庁 No.6201）

第28問（tax-028）の続き

選択肢ごとの説明

× A　事業者が行う駐車場（施設の利用に伴って土地が使用されるもの）の貸付け
駐車場などの施設の利用に伴って土地が使用される場合は、非課税取引に当たりません。

○ B　土地の譲渡
これが正解です。

× C　事務所用建物の譲渡
建物の譲渡は課税取引です。非課税になるのは、土地の譲渡や住宅の貸付けなどです。

× D　事業者が行う1か月未満の土地の貸付け
1か月未満の土地の貸付けは、非課税取引に当たりません。

あわせて覚えたいポイント

- 住宅の貸付けも非課税取引です（国税庁 No.6201）。

根拠と基準日

- 消費税法 第6条第1項（国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第二に掲げるものには消費税を課さない）
- 国税庁 タックスアンサー No.6201（非課税となる取引（土地の譲渡および貸付け〔1か月未満・施設利用に伴うものを除く〕、住宅の貸付けなど）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第29問　tax-029　税金・青色申告の承認申請

正答 A　2026年3月15日まで

青色申告の承認を受けようとする年の3月15日までに、申請書を提出します（その年1月16日以後に新たに業務を開始した場合は、開始した日から2か月以内）。

計算・判断の手順

1. 提出期限：その年3月15日まで（その年1月16日以後新たに業務を開始した場合は、業務を開始した日から2月以内）（所得税法 第144条）

選択肢ごとの説明

○ A　2026年3月15日まで
これが正解です。

× B　2026年12月31日まで
申請期限は、青色申告をしようとする年の3月15日までです。

× C　2027年3月15日まで
2027年3月15日は、2026年分の確定申告の期限です。申請はその年の3月15日までに行います。

× D　事業を開始した日から2か月以内
2か月以内は、その年1月16日以後に新たに業務を開始した場合の期限です。

あわせて覚えたいポイント

- 青色申告をすると、青色申告特別控除（tax-005 参照）や純損失の繰越控除（tax-025 参照）などの特典を受けられます。

第29問（tax-029）の続き

根拠と基準日

- 所得税法 第144条（青色申告の承認申請書は、その年3月15日まで（1月16日以後新たに業務を開始した場合は開始日から2月以内））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第30問　tax-030　税金・所得税の延納

正答 C　40万円

納付すべき所得税額の2分の1以上を納付の期限までに納付すれば、残額は、その年の5月31日まで納付を延期できます。

計算・判断の手順

1. 延納：納付すべき所得税額の2分の1に相当する金額以上を納付の期限までに納付したときは、残額について、その年の5月31日まで延期できる（所得税法 第131条第1項）
2. 80万円 × 1/2 ＝ 40万円

選択肢ごとの説明

× A　80万円
全額を納付するなら延納は不要です。延納には2分の1以上の納付が必要です。

× B　20万円
4分の1で計算した誤りです。

○ C　40万円
これが正解です。

× D　0円
延納を受けるには、2分の1以上を期限までに納付する必要があります。

あわせて覚えたいポイント

- 延納した所得税には、延納の期間の日数に応じて利子税がかかります（所得税法 第131条第3項）。

根拠と基準日

- 所得税法 第131条第1項（納付すべき所得税額の2分の1以上を納付の期限までに納付したときは、残額をその年5月31日まで延期できる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第31問 tax-031 税金・障害者控除

正答 D　67万円

障害者控除は、扶養親族などが障害者の場合1人につき27万円、特別障害者の場合40万円です。同居特別障害者の場合は75万円です（所得税法 第79条）。

計算・判断の手順

1. 障害者の扶養親族：27万円
2. 特別障害者の扶養親族（同居していない）：40万円
3. 合計：27万円 ＋ 40万円 ＝ 67万円

選択肢ごとの説明

× A　54万円
2人とも障害者（27万円）として計算した誤りです。

× B　80万円
2人とも特別障害者（40万円）として計算した誤りです。

× C　102万円
特別障害者の扶養親族を同居特別障害者（75万円）として計算した誤りです。同居していないため40万円です。

○ D　67万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 同居特別障害者は、居住者・配偶者・生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている特別障害者です（第79条第3項）。

根拠と基準日

- 所得税法 第79条第1項〜第3項（障害者一人につき二十七万円（特別障害者は四十万円）。同居の特別障害者は一人につき七十五万円）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第32問 tax-032 税金・報酬・料金の源泉徴収

正答 B　20万円

原稿料などの報酬の源泉徴収税額は、支払金額の10%ですが、同一人に1回に支払う金額が100万円を超える場合は、その超える部分は20%です（所得税法 第205条第1号）。

計算・判断の手順

1. 100万円までの部分：100万円 × 10% ＝ 10万円
2. 100万円を超える部分：50万円 × 20% ＝ 10万円
3. 合計：20万円

第32問（tax-032）の続き

選択肢ごとの説明

× A　15万円
全額に10%を掛けた誤りです。

○ B　20万円
これが正解です。

× C　30万円
全額に20%を掛けた誤りです。

× D　10万円
100万円を超える部分を計算に含めていません。

あわせて覚えたいポイント

- 復興特別所得税を含めると、税率は10.21%（100万円を超える部分は20.42%）です。
- 源泉徴収した所得税は、徴収した月の翌月10日までに納付します（第204条第1項）。

根拠と基準日

- 所得税法 第205条第1号（その金額に百分の十（同一人に対し一回に支払われる金額が百万円を超える場合には、その超える部分の金額については百分の二十））
- 所得税法 第204条第1項第1号（原稿の報酬などの支払をする者は、その支払の際に所得税を徴収し、翌月十日までに納付する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第33問　tax-033　税金・公的年金等の受給者の確定申告不要制度

正答 A　**公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下のため、所得税の確定申告をする必要はない。**

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要です（所得税法 第121条第3項）。

計算・判断の手順

1. 公的年金等の収入金額：380万円 ≦ 400万円
2. 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額：15万円 ≦ 20万円
3. → 確定申告は不要

第33問（tax-033）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下のため、所得税の確定申告をする必要はない。
これが正解です。

× **B**　公的年金等の収入金額が300万円を超えるため、所得税の確定申告が必要である。
基準は400万円以下です。

× **C**　公的年金等以外に所得があるため、金額にかかわらず所得税の確定申告が必要である。
公的年金等以外の所得金額が20万円以下であれば、確定申告は不要です。

× **D**　公的年金等の受給者は、所得の金額にかかわらず確定申告をすることができない。
還付を受けるためなど、確定申告をすることはできます。設問の制度は、申告をしなくてもよいという制度です。

あわせて覚えたいポイント

- 確定申告が不要な場合でも、住民税の申告が必要な場合があります（国税庁 No.1600）。

根拠と基準日

- 所得税法 第121条第3項（公的年金等の収入金額が四百万円以下であるものが、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が二十万円以下であるときは、確定申告書の提出を要しない）
- 国税庁 タックスアンサー No.1600（公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告の必要はありません（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第34問　tax-034　税金・法人税（受取配当等の益金不算入）

正答 C　**20万円**

非支配目的株式等（保有割合5%以下）に係る配当等は、その20%が益金不算入です（法人税法 第23条第1項・第6項）。

計算・判断の手順

1. 保有割合3% ≦ 5% → 非支配目的株式等
2. 益金不算入額：100万円 × 20% ＝ 20万円

第34問（tax-034）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　100万円
完全子法人株式等（100%が益金不算入）として計算した誤りです。

✕ B　50万円
完全子法人株式等・関連法人株式等・非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等（50%）として計算した誤りです。

○ C　20万円
これが正解です。

✕ D　0円
受取配当等の益金不算入の制度は、非支配目的株式等にも適用されます。

あわせて覚えたいポイント

- 関連法人株式等（保有割合3分の1超）は、配当等の額から負債利子相当額を控除した額が益金不算入です。

根拠と基準日

- 法人税法 第23条第1項・第6項（完全子法人株式等・関連法人株式等・非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等は百分の五十、非支配目的株式等は百分の二十。非支配目的株式等は発行済株式等の百分の五以下）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第35問　tax-035　税金・純損失の繰戻しによる還付

正答 D　**青色申告書を提出する居住者は、その年に生じた純損失の金額について、前年分の所得税の還付を請求できる。**

青色申告書を提出する居住者は、その年に純損失の金額がある場合、申告書の提出と同時に、前年分の所得税の還付を請求できます（所得税法 第140条第1項）。

計算・判断の手順

1. 対象：青色申告書を提出する居住者
2. 繰り戻せるのは前年分（前年分も青色申告書を提出していることなどが要件。第140条第4項）
3. 時期：その年分の青色申告書の提出と同時に請求（第140条第1項）

選択肢ごとの説明

✕ A　白色申告者も、純損失の金額について、前年分の所得税の還付を請求できる。
青色申告者に限られます。

✕ B　純損失の金額は、前3年分の所得税に繰り戻して還付を請求できる。
前年分だけです。純損失の繰越控除（翌年以後3年間）と混同しないようにしましょう（tax-025）。

✕ C　繰戻しによる還付の請求は、確定申告書を提出した後、いつでも行うことができる。
申告書の提出と同時に請求します。

○ D　青色申告書を提出する居住者は、その年に生じた純損失の金額について、前年分の所得税の還付を請求できる。
これが正解です。

第35問（tax-035）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 事業の廃止などがあった場合の特例もあります（第140条第5項）。

根拠と基準日

- 所得税法 第140条第1項（青色申告書を提出する居住者は、その年において生じた純損失の金額がある場合には、当該申告書の提出と同時に、前年分の所得税の還付を請求することができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第36問　tax-036　税金・更正の請求の期限

正答 A　**法定申告期限から5年以内**

更正の請求は、原則として、法定申告期限から5年以内に限り行うことができます（国税通則法 第23条第1項）。

計算・判断の手順

1. 国税通則法 第23条第1項：法定申告期限から5年以内（一定の場合の法人税は10年以内）

選択肢ごとの説明

○ **A**　法定申告期限から5年以内
これが正解です。

× **B**　法定申告期限から1年以内
1年ではなく、5年以内です。

× **C**　法定申告期限から3年以内
3年という期限ではありません。

× **D**　期限はない
5年の期限があります。

あわせて覚えたいポイント

- 税額を過少に申告していた場合は、修正申告をします。修正申告に伴う過少申告加算税は tax-040 を参照してください。

根拠と基準日

- 国税通則法 第23条第1項（当該申告書に係る国税の法定申告期限から五年（第二号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、十年）以内に限り、更正の請求をすることができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第37問 tax-037 税金・個人住民税の所得割（標準税率）

正答 B　40万円

所得割の標準税率は、市町村民税6%、道府県民税4%で、合計10%です（地方税法 第314条の3第1項・第35条第1項）。

計算・判断の手順

1. 市町村民税：400万円 × 6% ＝ 24万円
2. 道府県民税：400万円 × 4% ＝ 16万円
3. 所得割の合計：40万円

選択肢ごとの説明

× **A**　24万円
市町村民税の所得割だけです。

○ **B**　40万円
これが正解です。

× **C**　32万円
指定都市の市民税の税率（8%）だけで計算した誤りです。Uさんは指定都市以外に住所があります。

× **D**　16万円
道府県民税の所得割だけです。

あわせて覚えたいポイント

- 指定都市に住所がある場合は、市民税8%・道府県民税2%で、合計は同じく10%です。

根拠と基準日

- 地方税法 第314条の3第1項（市町村民税の所得割の標準税率は百分の六（指定都市は百分の八））
- 地方税法 第35条第1項（道府県民税の所得割の標準税率は百分の四（指定都市の区域内に住所を有する場合は百分の二））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第38問 tax-038 税金・法人税（少額の減価償却資産）

正答 D　事業の用に供した日の属する事業年度に、取得価額に相当する金額を損金経理すれば、その金額を損金の額に算入できる。

取得価額10万円未満（又は使用可能期間1年未満）の減価償却資産は、事業の用に供した事業年度に取得価額相当額を損金経理すれば、損金の額に算入されます（法人税法施行令 第133条第1項）。

計算・判断の手順

1. 要件：取得価額10万円未満又は使用可能期間1年未満
2. 処理：事業の用に供した日の属する事業年度に損金経理
3. 除外：貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供したもの

第38問（tax-038）の続き

選択肢ごとの説明

× A　取得価額20万円未満の資産であれば、全額をその事業年度の損金の額に算入できる。
全額損金になるのは10万円未満です。10万円以上20万円未満の資産は、一括償却資産として3年で均等に損金算入する方法を選択できます。

× B　取得価額10万円未満の資産であっても、必ず耐用年数に応じて減価償却しなければならない。
損金経理により、全額を損金算入できます。

× C　取得価額10万円未満であれば、主要な事業として行われるもの以外の貸付けの用に供した資産でも、全額を損金の額に算入できる。
主要な事業として行われるもの以外の貸付けの用に供した資産は、対象から除かれています。

○ D　事業の用に供した日の属する事業年度に、取得価額に相当する金額を損金経理すれば、その金額を損金の額に算入できる。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 交際費等の損金不算入は tax-018 を参照してください。

根拠と基準日

- 法人税法施行令 第133条第1項（取得価額が十万円未満であるもの（貸付けの用に供したものを除く）又は使用可能期間が一年未満であるものは、事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をした金額を損金の額に算入する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第39問　tax-039　税金・小規模企業共済等掛金控除

正答 C　1,116,000円

小規模企業共済等掛金控除は、支払った掛金の全額を所得から控除します（所得税法 第75条第1項）。小規模企業共済の掛金と個人型確定拠出年金の個人型年金加入者掛金は、いずれも対象です（同条第2項）。

計算・判断の手順

1. 控除額：840,000円 ＋ 276,000円 ＝ 1,116,000円

選択肢ごとの説明

× A　276,000円
iDeCoの掛金だけです。小規模企業共済の掛金も対象です。

× B　840,000円
小規模企業共済の掛金だけです。iDeCoの掛金も対象です。

○ C　1,116,000円
これが正解です。

× D　700,000円
控除額に上限はなく、支払った全額を控除します。

第39問（tax-039）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 掛金の額の上限（拠出限度額）は各制度で定められていますが、控除の段階では支払った全額が控除されます。iDeCoは life-020 を参照してください。

根拠と基準日

- 所得税法 第75条（小規模企業共済等掛金を支払った場合には、その支払った金額を控除する。小規模企業共済法の共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金などが対象）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第40問　tax-040　税金・過少申告加算税

正答 A　12.5万円

過少申告加算税は、新たに納付すべき税額の10%です。さらに、その税額が期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分には、5%が加算されます（国税通則法 第65条第1項・第2項）。

計算・判断の手順

1. 基本：100万円 × 10% ＝ 10万円
2. 加算：期限内申告税額（30万円）と50万円のいずれか多い金額は50万円 → (100万円 − 50万円) × 5% ＝ 2.5万円
3. 合計：12.5万円

選択肢ごとの説明

○ **A**　12.5万円
これが正解です。

× **B**　10万円
50万円を超える部分の5%の加算を考慮していません。

× **C**　15万円
全額に15%を掛けた誤りです。15%になるのは、50万円等を超える部分だけです。

× **D**　5万円
調査の通知があった後、更正を予知する前に修正申告をした場合の割合（5%）です。設問は、調査を受けて更正を予知した後の修正申告です。なお、調査の通知の前に、更正を予知せずに修正申告をした場合は、過少申告加算税は課されません（国税通則法 第65条第1項かっこ書・第6項）。

あわせて覚えたいポイント

- 調査の事前通知の前に、更正を予知せずに修正申告をした場合は、過少申告加算税は課されません（第65条第6項）。

第40問（tax-040）の続き

根拠と基準日

- 国税通則法 第65条第1項・第2項・第6項（納付すべき税額の百分の十（更正を予知してされたものでないときは百分の五）。期限内申告税額と五十万円のいずれか多い金額を超える部分は百分の五を加算。調査通知前の自主的な修正申告は適用しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月17日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第41問　tax-041　税金・退職所得（勤続年数の端数）

正答 B　390万円

勤続年数に1年未満の端数があるときは1年に切り上げます。勤続年数が20年を超える場合の退職所得控除額は、800万円 ＋ 70万円 ×（勤続年数 − 20年）です。

計算・判断の手順

1. 勤続年数：25年3か月 → 26年（所得税法施行令 第69条第2項）
2. 退職所得控除額：800万円 ＋ 70万円 × (26年 − 20年) ＝ 1,220万円（所得税法 第30条第3項第2号）
3. 退職所得の金額：(2,000万円 − 1,220万円) × 1/2 ＝ 390万円

選択肢ごとの説明

× A　425万円
端数を切り捨てて勤続25年で計算した誤りです（(2,000万円 − 1,150万円) × 1/2）。

○ B　390万円
これが正解です。

× C　780万円
2分の1を掛けていません。

× D　500万円
20年を超える部分も40万円 × 年数で計算した誤りです（(2,000万円 − 40万円 × 25年) × 1/2）。

あわせて覚えたいポイント

- 退職所得の基本の計算は tax-001、特定役員退職手当等は tax-021 を参照してください。

根拠と基準日

- 所得税法 第30条第2項・第3項（退職所得の金額＝（収入金額−退職所得控除額）×1/2。勤続年数が二十年を超える場合の退職所得控除額は八百万円＋七十万円×（勤続年数−二十年））
- 所得税法施行令 第69条第2項（計算した期間に一年未満の端数を生じたときは、これを一年として勤続年数を計算する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第42問 tax-042 税金・通勤手当の非課税

正答 D　1か月あたり15万円までが非課税である。

交通機関を利用している人の通勤手当は、最も経済的かつ合理的な経路・方法による運賃等の額で、1か月あたり15万円までが非課税です（所得税法 第9条第1項第5号、同法施行令 第20条の2第1号）。

計算・判断の手順

1. 非課税の限度：1か月あたり15万円（交通機関を利用している人）

選択肢ごとの説明

× A　1か月あたり10万円までが非課税である。
10万円ではなく、15万円です。

× B　金額にかかわらず、全額が非課税である。
1か月あたり15万円を超える部分は課税されます。

× C　通勤手当は、全額が給与所得として課税される。
一定の金額までは非課税です。

○ D　1か月あたり15万円までが非課税である。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 自動車などで通勤している人は、片道の通勤距離に応じて非課税の限度額が定められています（施行令 第20条の2第2号）。

根拠と基準日

- 所得税法 第9条第1項第5号（通勤手当のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるものは非課税）
- 所得税法施行令 第20条の2第1号（最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額（一月当たりの金額が十五万円を超えるときは、一月当たり十五万円））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第43問 tax-043 税金・消費税の基準期間

正答 C　その年の前々年

個人事業者の基準期間は、その年の前々年です（消費税法 第2条第1項第14号）。基準期間の課税売上高で、納税義務の免除（1,000万円以下）などを判定します。

計算・判断の手順

1. 個人事業者：その年の前々年
2. 法人：その事業年度の前々事業年度（原則）

第43問（tax-043）の続き

選択肢ごとの説明

× A　その年の前年
前年は、個人事業者の特定期間（前年1月1日〜6月30日）の判定に使う年です。基準期間ではありません。

× B　その年
その年ではなく、前々年です。

○ C　その年の前々年
これが正解です。

× D　その年の3年前の年
3年前の年ではありません。

あわせて覚えたいポイント

- 納税義務の免除と簡易課税制度は tax-010 を参照してください。

根拠と基準日

- 消費税法 第2条第1項第14号（基準期間：個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいう）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第44問　tax-044　税金・消費税の税率

正答 A　**標準税率の場合、消費税率7.8%と地方消費税を合わせて10%、軽減税率の場合、消費税率6.24%と地方消費税を合わせて8%である。**

消費税（国税）の税率は、標準税率7.8%、軽減税率6.24%です（消費税法 第29条）。地方消費税の税率は消費税額の78分の22で（地方税法 第72条の83）、合計は標準10%、軽減8%になります。

計算・判断の手順

1. 標準：7.8% ＋ 7.8% × 22/78（2.2%） ＝ 10%
2. 軽減：6.24% ＋ 6.24% × 22/78（1.76%） ＝ 8%

選択肢ごとの説明

○ A　標準税率の場合、消費税率7.8%と地方消費税を合わせて10%、軽減税率の場合、消費税率6.24%と地方消費税を合わせて8%である。
これが正解です。

× B　軽減税率の場合、消費税（国税）の税率は8%である。
8%は、地方消費税を含めた合計の税率です。国税部分は6.24%です。

× C　標準税率の場合、消費税（国税）の税率は10%で、地方消費税は別に課されない。
国税部分は7.8%で、地方消費税（2.2%相当）と合わせて10%です。

× D　地方消費税の税率は、消費税額に関係なく、取引額の2%である。
地方消費税は、消費税額の78分の22です。

第44問（tax-044）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 税込価格から消費税（国税）部分を求めるときは、合計税率（10%・8%）ではなく、国税の税率（7.8%・6.24%）を使う点に注意しましょう。

根拠と基準日

- 消費税法 第29条（課税資産の譲渡等（軽減対象を除く）百分の七・八、軽減対象課税資産の譲渡等 百分の六・二四）
- 地方税法 第72条の83（地方消費税の税率は、七十八分の二十二とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第45問　tax-045　税金・法人税の税率

正答 B　1億1,600万円

普通法人の各事業年度の所得に対する法人税の税率は23.2%です（法人税法 第66条第1項）。資本金1億円を超える法人には、中小法人の軽減税率は適用されません。

計算・判断の手順

1. 法人税：5億円 × 23.2% ＝ 1億1,600万円

選択肢ごとの説明

× A　1億5,000万円
30%で計算した誤りです。

○ B　1億1,600万円
これが正解です。

× C　9,500万円
資本金1億円以下の中小法人等の所得のうち年800万円以下の部分に適用される税率（法人税法本則の19%：第66条第2項）で計算した誤りです。資本金1億円超の法人には適用されません。

× D　7,500万円
15%で計算した誤りです。資本金1億円超の普通法人の税率は23.2%です。

あわせて覚えたいポイント

- 法人税の申告期限は tax-046 を参照してください。
- 2026年4月1日以後に開始する事業年度からは、法人税とは別に、防衛特別法人税（課税標準法人税額の4%）が課されます（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法 第11条・第14条）。

第45問（tax-045）の続き

根拠と基準日

- 法人税法 第66条第1項（内国法人である普通法人等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十三・二の税率を乗じて計算した金額とする）
- 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法 第11条・第14条（課税事業年度は、法人の令和八年四月一日以後に開始する各事業年度。防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に百分の四の税率を乗じて計算した金額）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月17日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第46問　tax-046　税金・法人税の確定申告書の提出期限

正答 D　各事業年度終了の日の翌日から2か月以内

内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2か月以内に、確定した決算に基づく申告書を提出しなければなりません（法人税法 第74条第1項）。

計算・判断の手順

1. 法人税法 第74条第1項：各事業年度終了の日の翌日から二月以内

選択肢ごとの説明

× A　各事業年度終了の日の翌日から1か月以内
1か月以内は、残余財産が確定した場合の事業年度の申告期限です（第74条第2項）。

× B　各事業年度終了の日の翌日から3か月以内
原則は2か月以内です。

× C　各事業年度終了の日の翌日から6か月以内
原則は2か月以内です。

○ D　各事業年度終了の日の翌日から2か月以内
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 個人の所得税の確定申告の期限（翌年2月16日〜3月15日）とは異なります。

根拠と基準日

- 法人税法 第74条第1項・第2項（内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、確定した決算に基づき申告書を提出しなければならない。残余財産の確定の日の属する事業年度は一月以内）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第47問 tax-047 税金・総合課税の譲渡所得（短期と長期がある場合の特別控除）

正答 A　90万円

総合課税の譲渡所得の特別控除（最高50万円）は、まず短期譲渡所得（取得から5年以内）の譲渡益から控除します（所得税法 第33条第5項）。総所得金額には、短期は全額、長期は2分の1を算入します（第22条第2項）。

計算・判断の手順

1. 区分：ゴルフ会員権（3年）＝短期、絵画（8年）＝長期（第33条第3項）
2. 特別控除50万円は短期から先に控除：短期 80万円 − 50万円 ＝ 30万円、長期 120万円（控除の残りなし）
3. 総所得金額への算入：短期30万円（全額）＋ 長期120万円 × 1/2（60万円）＝ 90万円

選択肢ごとの説明

○ **A**　90万円
これが正解です。

× **B**　115万円
特別控除を長期の譲渡益から控除した誤りです（短期80万円 ＋ (120万円 − 50万円) × 1/2）。控除は短期から先に行います。

× **C**　150万円
長期も2分の1にせず、全額を算入した誤りです（30万円 ＋ 120万円）。

× **D**　75万円
短期も2分の1にした誤りです（(30万円 ＋ 120万円) × 1/2）。短期は全額を算入します。

あわせて覚えたいポイント

- 長期だけの場合の計算は tax-023 を参照してください。短期から先に控除するほうが、2分の1にならない短期の所得が減るため、納税者に有利です。

根拠と基準日

- 所得税法 第33条第3項〜第5項（取得の日以後五年以内の譲渡は短期（第3項第1号）。特別控除額は五十万円（第4項）。特別控除は、まず短期に係る部分の金額から控除する（第5項））
- 所得税法 第22条第2項（総所得金額には、短期の譲渡所得は全額、長期の譲渡所得（第三十三条第三項第二号）と一時所得は二分の一を算入）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第48問 tax-048 税金・個人事業税

正答 C　250,000円

個人事業税は、所得から事業主控除（年290万円）を差し引いた額に、事業の区分に応じた税率（第一種事業は5%）を掛けて計算します（地方税法 第72条の49の14・第72条の49の17）。

計算・判断の手順

1. 事業主控除後：790万円－290万円 ＝ 500万円
2. 個人事業税：500万円 × 5% ＝ 25万円（250,000円）

選択肢ごとの説明

× A　395,000円
事業主控除（290万円）を差し引いていません。

× B　200,000円
第二種事業の税率（4%）で計算した誤りです。

○ C　250,000円
これが正解です。

× D　145,000円
事業主控除の額（290万円）に税率を掛けた誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 事業を行った期間が1年に満たない場合は、事業主控除は月割りになります（第72条の49の14第2項）。

根拠と基準日

- 地方税法 第72条の49の14（事業を行う個人については、当該個人の事業の所得の計算上二百九十万円を控除する）
- 地方税法 第72条の49の17（第一種事業を行う個人 所得に百分の五の標準税率、第二種事業 百分の四）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第49問 tax-049 税金・生計を一にする親族に支払う対価

正答 D　支払った給与は、Zさんの事業所得の計算上、必要経費に算入されない。

居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が、その居住者の事業に従事したことなどにより対価の支払を受ける場合、その対価は、居住者の事業所得などの計算上、必要経費に算入しません（所得税法 第56条）。

計算・判断の手順

1. 生計を一にする親族への対価：必要経費に算入しない（第56条前段）
2. その親族の側でも、その対価は所得として扱わない（第56条）

第49問（tax-049）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　支払った給与は、全額をZさんの事業所得の必要経費に算入できる。
生計を一にする親族への対価は、原則として必要経費になりません。

✕ B　支払った給与のうち、世間相場の金額までを必要経費に算入できる。
世間相場の金額でも、必要経費になりません。

✕ C　支払った給与は、妻の給与所得として課税され、Zさんの必要経費にも算入される。
受け取った親族の側でも所得とされず、支払った側の必要経費にもなりません。

○ D　支払った給与は、Zさんの事業所得の計算上、必要経費に算入されない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 例外として、青色事業専従者給与（tax-016）や、白色申告者の事業専従者控除（第57条）があります。

根拠と基準日

- 所得税法 第56条（居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、必要経費に算入しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第50問　tax-050　税金・無申告加算税

正答 B　6万円

無申告加算税は、期限後申告などにより納付すべき税額に15%を掛けた額です（国税通則法 第66条第1項）。調査による決定を予知してされたものでない期限後申告は、調査の通知の後なら10%（同項かっこ書）、調査の通知の前なら5%です（同条第8項）。納付すべき税額が50万円を超える部分などには、さらに加算があります（同条第2項）。

計算・判断の手順

1. 納付すべき税額40万円は50万円以下 → 加算の対象外
2. 無申告加算税：40万円 × 15% ＝ 6万円

選択肢ごとの説明

✕ A　4万円
調査の通知の後、決定を予知する前に期限後申告をした場合の割合（10%）で計算した誤りです。設問は、調査を受けて決定を予知した後の期限後申告です。

○ B　6万円
これが正解です。

✕ C　8万円
20%で計算した誤りです。

✕ D　2万円
5%で計算した誤りです。5%は、調査の通知の前に、決定を予知せずに期限後申告をした場合の割合です（第66条第8項）。設問は、調査を受けて決定を予知した後の期限後申告です。

第50問（tax-050）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 期限内に申告した後の修正申告には、過少申告加算税が課されます（tax-040）。

根拠と基準日

- 国税通則法 第66条第1項・第2項・第8項（納付すべき税額に百分の十五の割合（更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは百分の十）。加算後累積納付税額が五十万円を超える場合等の加算。予知してされたものでなく、調査通知がある前に行われた期限後申告等は百分の五）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月17日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）